2026 年 11 月 10 日

各　位

会 社 名　　株式会社加地テック
代表者名　　代表取締役社長　松岡　克憲
（コード番号　6391　東証スタンダード市場）
問い合わせ先　　取締役　塩口　修治
ＴＥＬ　　072-361-0881

会 社 名　　ＣＳＲＩ１７号株式会社
代表者名　　代表取締役　前田　拓

ＣＳＲＩ１７号株式会社による
株式会社加地テック（証券コード：6391）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

ＣＳＲＩ１７号株式会社は、本日、株式会社加地テックの普通株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以　上

本資料は、ＣＳＲＩ１７号株式会社（公開買付者）が株式会社加地テック（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第１項第４号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）
2026 年 11 月 10 日付「株式会社加地テック（証券コード：6391）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2026年11月10日

各　位

会 社 名　　ＣＳＲＩ１７号株式会社
代表者名　　代表取締役　前田　拓

株式会社加地テック（証券コード：6391）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

ＣＳＲＩ１７号株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社加地テック（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場、コード番号：6391。以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．買付け等の概要

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年11月11日（水曜日）から2026年12月23日（水曜日）まで（30営業日）
買付け等の価格	普通株式１株につき、金7,957円
買付予定数の下限（注）	258,300（株）
対象者の意見	対象者が本日付で公表した「ＣＳＲＩ１７号株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

（注）当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における当該買付け等の後の公開買付者の株券等所有割合（法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいい、特別関係者の株券等所有割合を加算したものをいいます。）は、67.14％（小数点以下第三位を四捨五入しております。）です。なお、株券等所有割合の計算においては、本日現在における対象者の単元未満株式の数が判明しておらず、同日現在の対象者の総株主の議決権の数が不明であるところ、対象者が2026年11月10日に提出した第94期半期報告書（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された2026年９月30日現在の総株主の議決権の数（16,425個）が、対象者が公表又は提出した書類において把握可能な直近の総株主の議決権の数であることから、これを分母として計算しております。また、本基準株式数（下記「２　買付け等の目的」において定義します。）に係る議決権の数を分母として計算した場合、当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における当該買付け等の後の公開買付者の株券等所有割合は、66.67％（小数点以下第三位を四捨五入しております。）です。

２．買付け等の目的

公開買付者は、2026年10月８日に設立され、本日現在、株式会社企業支援総合研究所（以下「ＣＳＲＩ」といいます。）が運用、管理又はアドバイスを提供する企業支援総合研究所１号投資事業有限責任組合（以下「ＣＳＲＩ運営ファンド」といいます。）及びそのグループ（ＣＳＲＩ運営ファンド及びそのグループを総称して、以下「ＣＳＲＩファンド」といいます。）により発行済株式の全てを所有されてい

るＣＳＲＩ１６号株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式を取得、所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的としております。本日現在、ＣＳＲＩ、ＣＳＲＩファンド、公開買付者親会社及び公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

ＣＳＲＩは、2022 年 11 月に企業成長の源泉は「人財」であるという信念のもと設立された、国内の中堅中小企業を支援する独立系バイアウトファームです。ＣＳＲＩは、プライベート・エクイティ（以下「PE」といいます。）投資及びその関連業務を取り扱う PE 業界の第一線で投資経験を積んだ投資プロフェッショナルが案件組成及び投資活動を行うとともに、経験豊富な経営幹部人財によるコーチングや株式インセンティブ（注１）を含めたサーチファンド（注２）型の経営人財支援の仕組みを通じ、支援先の要望に応じた適切な経営人財の招聘と既存経営陣を含む支援先経営陣のリーダーシップ強化を実現する「人財ファンド」です。

（注１）「株式インセンティブ」とは、役員や従業員に対して、業績に連動して会社の株式そのもの、又は将来株式を受け取る権利を報酬として付与する制度の総称です。

（注２）「サーチファンド」とは、経営者を目指す個人が投資家の支援を受けながら企業の M&A／事業承継を主導し、自ら承継先の経営に携わる投資の仕組みを意味しております。

ＣＳＲＩの１号ファンドであるＣＳＲＩ運営ファンドは、主に事業承継や人材確保に課題を抱える中堅中小企業を支援対象としています。投資実績としては、トーイン株式会社に対する公開買付け、株式会社エース（以下「エース」といいます。）への資本参加、エースを通じた株式会社アイセイへの資本参加、株式会社マテリサグループ（以下「マテリサグループ」といいます。）の設立及びマテリサグループを通じた株式会社紅久への資本参加が挙げられます。

今般、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施いたします。

本取引は、①本公開買付け、②本公開買付けが成立した場合であって、公開買付者が本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（ただし、本不応募株式（以下に定義します。以下同じです。）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合に対象者の株主を公開買付者及び株式会社三井 E&S（所有株式数：844,546 株、所有割合（注３）：51.06%）（以下「三井 E&S」といいます。）のみとすることを目的として実施される会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 180 条に基づき行う株式併合（以下「本株式併合」といいます。）、③本株式併合の効力発生を条件として対象者が実施する三井 E&S が所有する本不応募株式の自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を実行するための資金を確保することを目的として実施される、公開買付者から対象者に対する、本自己株式取得に係る対価に充てる資金の提供並びに④三井 E&S による、本自己株式取得の方法による本不応募株式の売却によって構成され、最終的に、公開買付者による対象者の完全子会社化を企図しております。また、公開買付者は、本取引の完了後に、対象者との間で吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施することを予定しております。なお、公開買付者と対象者のいずれを吸収合併存続会社とするか等の本合併の詳細については、本日現在未定です。

（注３）「所有割合」とは、対象者半期報告書に記載された 2026 年９月 30 日現在の発行済株式総数（1,718,000 株）から、対象者半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（63,851 株）を控除した株式数（1,654,149 株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

本公開買付けに際して、公開買付者は、2026 年 11 月 10 日付で、対象者の親会社かつ筆頭株主である三井 E&S との間で、公開買付不応募契約を締結し、三井 E&S が所有する対象者株式の全て（以下「本不応募株式」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨、会社法第 180 条に基づき本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会において、本不応募株式に関して、本株式併合に関連する議案に三井 E&S が賛

成する旨、また、本株式併合の効力発生後に三井 E&S が本自己株式取得に応じて本不応募株式の全てを対象者に売却する旨等を合意しております。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を 258,300 株（所有割合：15.62%）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（258,300 株）に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行いません。一方、上記のとおり、本公開買付けにおいて、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者株式を非公開化することを企図しているため、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（258,300 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限は、本基準株式数に係る議決権数（16,541 個）に３分の２を乗じた数（11,028 個、小数点以下を切り上げております。）から、本不応募株式に係る議決権の数（8,445 個）を控除した数（2,583 個）に、対象者の単元株式数（100 株）を乗じた株式数（258,300 株）としております。これは、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（ただし、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化することを目的としているところ、本株式併合の手続を実施する際には、会社法第 309 条第２項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本株式併合を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者及び三井E&Sが対象者の総株主の総議決権数の３分の２以上を所有することとなるようにするためです。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの決済の開始日の２営業日前までに公開買付者親会社から出資を受けることを予定しております。公開買付者親会社は、株式会社あおぞら銀行（以下「あおぞら銀行」といいます。）から借入れ（以下「本銀行融資」といいます。）を受けることを予定しており、公開買付者は、この資金を本公開買付けの決済資金に充当する予定です。本銀行融資に係る融資条件は融資証明書に記載されているほか、その他の詳細は、あおぞら銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされております。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者の株主を公開買付者及び三井 E&S のみとするために、対象者の株主を公開買付者及び三井 E&S のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の実施を要請することを予定しております。また、本スクイーズアウト手続の完了後、本自己株式取得が予定されております。本自己株式取得は、本株式併合の効力発生後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性がありますが、上場廃止後の対象者株式は自社株公開買付け（法第27条の22の２に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第 24 条の６第１項、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第４条の３）に該当しないため、本自己株式取得に際して自社株公開買付けは実施されない予定です。

なお、本自己株式取得においては、三井E&Sに法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に三井 E&S が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額（公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の２第３項）の趣旨に抵触しない範囲で、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して同額となることをいいます。）となるよう、本自己株式取得の対価を、本株式併合前における対象者株式１株当たり5,988円（以下「本自己株式取得価格」といいます。）に設定することを想定しております。本自己株式取得は、本自己株式取得価格を抑え、対象者の一般株主の皆様への配分をより多くすることで、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを目的としております。

３．公開買付代理人

野村證券株式会社　　東京都中央区日本橋一丁目13番１号

４．決済の開始日

2026年12月30日（水曜日）

その他、本公開買付けの詳細は、本公開買付けに関して公開買付者が2026年11月11日に提出する公開買付届出書及び本日対象者が公表した「ＣＳＲＩ１７号株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」をご参照ください。

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。